

△招 集

川越地区消防組合告示第七号

令和六年川越地区消防組合議会第三回臨時会を次のとおり招集する。

令和六年六月二十一日

川越地区消防組合管理者

川 合 善 明

一 日 時 令和六年六月二十八日 午後一時

二 場 所 川越地区消防局 三階講堂

三 付議事件

(一) 新消防指令センター整備工事請負契約について

(二) 川越地区消防局・川越北消防署雨水貯留槽設置工事請負契約について

(三) 消防ポンプ自動車の取得について

(四) 消防ポンプ自動車の取得について

(五) 消防ポンプ自動車の取得について

(六) 高規格救急自動車の取得について

(七) 高度救命処理用資機材の取得について

△会 期

令和六年六月二十八日 一 日 間

△議事順序

午後一時開会

一、日程第一、第二、第三については、会期を一日間と定め、議案提出書を公表し、
地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者を報告する。

二、日程第四、会議録署名議員指名については、

柿田 有一 議員

片野 広隆 議員 を指名する。

三、日程第五については、報告事項を公表する。

四、引き続き、日程第六以下については、提出案を単独議題とし、提案理由の説明の
後、質疑、討論、採決の順により審議を行う。

この予定は、時間延長しても終了する。

以上をもって第三回臨時会を閉会する。

△議事日程

令和六年六月二十八日 午後一時開議

日程第一 会期決定について

日程第二 議案提出書の公表について

日程第三 地方自治法第二百一十一条第一項の規定による出席者の
報告について

日程第四 会議録署名議員指名について

日程第五 報告書の提出について

報告第一号 令和五年度川越地区消防組合継続費繰越計算書（一般
会計）

報告第二号 令和五年度川越地区消防組合繰越明許費繰越計算書（一般
一般会計）

日程第六 議案第五号 新消防指令センター整備工事請負契約について

令和六年川越地区消防組合議会第三回臨時会会議録

日程第七 議案第六号 川越地区消防局・川越北消防署雨水貯留槽設置工事請
負契約について

日程第八 議案第七号 消防ポンプ自動車の取得について

日程第九 議案第八号 消防ポンプ自動車の取得について

日程第一〇 議案第九号 消防ポンプ自動車の取得について

日程第一一 議案第一〇号 高規格救急自動車の取得について

日程第一二 議案第一一号 高度救命処置用資機材の取得について

△議場に出席した議員（一三人）

第一番 爲水 順二 議員	第二番 小峯 松治 議員
第三番 矢内 秀憲 議員	第四番 小ノ澤哲也 議員
第五番 牛窪 喜史 議員	第六番 村山 博紀 議員
第七番 栗原 瑞治 議員	第八番 吉敷賢一郎 議員
第九番 中村 文明 議員	第一〇番 小高 浩行 議員
第一一番 小林 薫 議員	第二二番 柿田 有一 議員
第三番 片野 広隆 議員	

△欠席議員（なし）

△地方自治法第二百一十一条第一項の規定による議場に出席した理事者

管理者	川合 善明
副管理者	飯島 和夫
〃	栗原 薫
会計管理者	嶋崎 鉄也
消防局長	浅見 篤
次長	武笠 浩

次 長	大 谷 清 秋
署 長	竹 内 太 太
〃	神 山 玲 之
〃	長 澤 俊 幸
〃	木 村 寛
課 長	落 合 昭 仁
〃	杉 浦 力 也
〃	水 村 泰 之
〃	本 澤 哲
〃	小 久 保 和 徳
室 長	山 本 雄 一

△議場に出席した職員

書記長	黒 澤 博 行
書 記	田 中 尚
〃	原 田 剛
〃	瀬 沼 健

△開 会（午後一時十八分）

○小ノ澤哲也議長 出席議員が定足数に達しておりますので、令和六年川越地区消防組合議会第三回臨時会の議会は成立しております。
これより開会いたします。

△日程第一 会期決定について

○小ノ澤哲也議長 直ちに会議を開きます。
日程第一、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。川越地区消防組合議会第三回臨時会の会期を本日一日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○小ノ澤哲也議長 御異議なしと認めます。よって、本組合議会第三回臨時会の会期を本日一日間とすることに決定いたしました。

△日程第二 議案提出書の公表について

○小ノ澤哲也議長 日程第二、議案提出書の公表についてを議題といたします。
管理者より議案提出書が送付されましたので、書記に朗読させます。

（原田 剛書記 朗読）

川消総発第二一二号

令和六年六月二十八日

川越地区消防組合議会議長 小ノ澤 哲 也 様

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

議案の提出について（通知）

令和六年本組合議会第三回臨時会に、次の議案を提出いたします。
記

- 一 新消防指令センター整備工事請負契約について
 - 二 川越地区消防局・川越北消防署雨水貯留槽設置工事請負契約について
 - 三 消防ポンプ自動車の取得について
 - 四 消防ポンプ自動車の取得について
 - 五 消防ポンプ自動車の取得について
 - 六 高規格救急自動車の取得について
 - 七 高度救命処置用資機材の取得について
- 小ノ澤哲也議長 以上で公表を終わります。

△日程第三 三 地方自治法第二百二十一条第一項の規定による出席者の報告について
○小ノ澤哲也議長 日程第三、地方自治法第二百二十一条第一項の規定による出席者の報告についてを議題といたします。

管理者より通知のありました出席者については、配布しておきましたので御了承願います。

川消議会発第一四号

令和六年六月二十一日

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明 様

川越地区消防組合議会議長 小ノ澤 哲 也

出 席 要 求 書

地方自治法第二百二十一条第一項の規定により、六月二十八日午後一時開会の川越地区消防組合議会第三回臨時会に議会の審議に必要な説明のため、管理者並びにその委任を受けた者の出席を要求します。

川消総収第二〇一号

令和六年六月二十八日

川越地区消防組合議会議長 小ノ澤 哲 也 様

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

出 席 通 知 書

要求により、令和六年本組合議会第三回臨時会に、別紙の者が出席します。

管理者 川 合 善 明

副管理者 飯 島 和 夫

〃 栗 原 薫

会計管理者 嶋 崎 鉄 也

消防局長 浅 見 篤

令和六年川越地区消防組合議会第三回臨時会会議録

次 長	武 笠 浩
〃	大 谷 清 秋
署 長	竹 内 太 太
〃	神 山 玲 之
〃	長 澤 俊 幸
〃	木 村 寛
課 長	落 合 昭 仁
〃	杉 浦 力 也
〃	水 村 泰 之
〃	本 澤 哲
〃	小 久 保 和 徳
室 長	山 本 雄 一

△日程第四 会議録署名議員指名について

○小ノ澤哲也議長 日程第四、会議録署名議員指名についてを議題といたします。

会議規則第二条ただし書き及び会議規則第一条により、その例によることとされた川越市議会会議規則第八十八条の規定により、

柿 田 有 一 議員

片 野 広 隆 議員

を指名いたします。

△日程第五 報告書の提出について

報告第一号 令和五年度川越地区消防組合継続費繰越計算書（一般

会計）

報告第二号 令和五年度川越地区消防組合繰越明許費繰越計算書（

一般会計）

○小ノ澤哲也議長 日程第五、報告書の提出についてを議題といたします。

(原田 剛書記 朗読)

川消総発第二二三号

令和六年六月二十八日

川越地区消防組合議会議長 小ノ澤 哲 也 様

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

報告書の提出について(通知)

令和六年本組合議会第三回臨時会に、次の報告書を提出いたします。

記

一 令和五年度川越地区消防組合継続費繰越計算書(一般会計)

二 令和五年度川越地区消防組合繰越明許費繰越計算書(一般会計)

報告第一号

令和五年度川越地区消防組合継続費繰越計算書(一般会計)

(内 容 省 略)

令和六年六月二十八日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

報告第二号

令和五年度川越地区消防組合繰越明許費繰越計算書(一般会計)

(内 容 省 略)

令和六年六月二十八日提出

△報告書の説明(消防局長)

○小ノ澤哲也議長 報告第一号及び報告第二号について説明をお願いします。

(浅見 篤消防局長登壇)

○浅見 篤消防局長 初めに、報告第一号、令和五年度川越地区消防組合継続費繰越計算書(一般会計)について御説明申し上げます。

消防局庁舎建設事業(庁舎棟等)は、令和五年度から令和七年度までの三か年継続事業で、継続費の総額は四十八億四百三十万円でございます。令和五年度の継続費予算現額は四億六千九百四十万円、これに対する支出済額が一億六千四十万円で、翌年度通次繰越額は三億九百五十万円でございます。消防局庁舎建設事業(造成等)は、令和五年度から令和七年度までの三か年継続事業で、継続費の総額は十五億六千万円でございます。令和五年度の継続費予算現額は八千八百万円、これに対する支出済額が六千七十七万二千二百円で、翌年度通次繰越額は二千七百八十二万七千八百円でございます。

次に、報告第二号、令和五年度川越地区消防組合繰越明許費繰越計算書(一般会計)について御説明申し上げます。

消防車両整備事業として備品購入費の七千三百十五万円を翌年度に繰り越したものでございます。

以上で報告案件の説明とさせていただきます。

○小ノ澤哲也議長 以上で報告は終わりました。

△質疑

○小ノ澤哲也議長 本報告につき御質疑ありませんか。―これをもって報告を終わります。

△日程第 六 議案第 五号 新消防指令センター整備工事請負契約について

○小ノ澤哲也議長 日程第六、議案第五号、新消防指令センター整備工事請負契約についてを議題といたします。

議案第五号

新消防指令センター整備工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するため、川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例第二条において準用する議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定により、議会の議決を求める。

令和六年六月二十八日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明（消防局長）

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明を願います。

（浅見 篤消防局長登壇）

○浅見 篤消防局長 ただいま上程になりました議案第五号、新消防指令センター整備工事請負契約について提案理由を御説明申し上げます。

契約の目的は新消防指令センター整備工事で、令和六年五月十七日の六業者による一般競争入札の結果により、落札業者の三峰無線株式会社北関東支店と消費税等を含め十四億九千七百七十六万円で請負契約を締結しようとするものでございます。工事概要及び入札結果につきましては、議案第五号参考資料に記載のとおりでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○小ノ澤哲也議長 これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許します。

小高浩行議員。

（小高浩行議員登壇）

○小高浩行議員 議長の許可をいただきましたので、議案第五号、新消防指令センター整備工事請負契約について質疑をいたします。

新消防指令センターは一一九番通報を受けたり災害対策に当たったりと、新消防庁舎の心臓部とも言える重要な施設と認識しております。様々な機器や設備の技術革新が日々進む中で、一点目として、今回の新消防指令センターの整備工事に伴う通信設備等の主な要求水準はどのようなものであったのかお伺いいたします。

二点目として、新消防庁舎指令センター整備工事に伴う通信設備等の耐用年数はどのくらいか、また、維持管理のメンテナンス費用にはメーカーによる違いがあるのかお伺いいたします。

三点目として、入札結果について、六者全てが最低制限価格であることについてどのような要因があるかと考えるか、また、入札の競争原理についてどう考えるのかお伺いいたします。

四点目として、今回の同額入札について、くじ引で落札者を決定したとありますが、どのように決定したのかお伺いいたします。

さて、私が考える一般的な感覚として、例えば自動車などを買う場合、同じ金額ならば少しでも性能の高いものや燃費のよいものを選びたいと思うのではないでしょうか。最後に、五点目として、入札の方法として同額の場合、通信設備等の性能や導入後のメンテナンス経費など比較評価して決定する方法は取れなかったかお伺いして、私の質疑といたします。

（小久保和徳指揮統制課長登壇）

○小久保和徳指揮統制課長 所管事務について御答弁申し上げます。

初めに、新消防指令センター整備工事に伴う通信設備等の主な要求水準についてでございますが、各指令台メーカーから最新の通信設備等の情報提供を受けるとともにヒアリングを重ね、消防指令センターの二十四時間安定稼働を最低条件とし、さらに基地局アンテナを現行の三十メートルから四十五メートルとすることで無線通信環境の改善を図ります。また、災害情報等を消防局に設置した警防本部、市町などの関係機関と情報共有する作戦本部室機能を追加いたします。

次に、新消防指令センター整備工事に伴う通信機器等の耐用年数はどのくらいか、また、維持管理のメンテナンス費用はメーカーによる違いはあるのかについてでございますが、通信機器等の耐用年数につきましては、定期的なメンテナンスを行うことで十二年以上としております。また、維持管理のメンテナンス費用はメーカーによる違いはあるかにつきましては、通信機器等の主なメンテナンスには、基地局の無線設備、指令設備、気象観測装置などのハードウェアチェックやデータ更新等がございますが、メーカーごとの基本的なメンテナンス費用に大きな違いはございません。

以上でございます。

(落合昭仁総務課長登壇)

○落合昭仁総務課長 所管部分について御答弁申し上げます。

初めに、入札結果について、六者全てが最低制限価格であることについてどのような要因があるかと考えるかにつきましては、今回の入札の結果、六者全てが最低制限価格となりました要因としては、本工事の入札公告後、公告している仕様書等に関して質問することが可能であり、この回答については質問回答書として公表しております。また、予定価格を入札日の前日に消防局総務課にて閲覧方式で公表していることから、入札参加業者は川越地区消防組合ホームページにおいて公表されている川越地区消防組合建設工事請負契約等に係る最低制限価格設定基準を基に入札額を算出し、その結果、入札参加業者六者全ての入札額が最低制限価格と同額とな

ったものと考えております。

次に、入札の競争原理につきましては、川越地区消防組合競争入札等参加者心得第十五条に、落札となるべき同額の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定すると規定されているため、入札参加業者は入札額が同額であった場合、くじ引によって落札業者を決定することは想定内であったと考えております。

次に、今回の同額入札について、くじ引でどのように落札者を決定したかにつきましては、川越地区消防組合競争入札等参加者心得第十五条において、落札となるべき同額の入札をした者が二人以上あるときは直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定すると規定しております。本組合の同額入札によりくじ引で落札者を決定する進め方としては、事務局が番号一から十までを明記している棒を準備し、一回目のくじ引で落札者を決定するくじを引く順位を決め、二回目のくじ引で落札者を決定いたします。

次に、入札の方法として、同額の場合、通信設備等の性能や導入後のメンテナンス経費などを比較評価して決定する方法は取れなかったのかにつきましては、新消防指令センター整備工事の入札に関しては、工事に関する価格競争入札を行っておりますので、同額の場合、通信設備等の性能及び導入後のメンテナンス費用などを比較評価することはできないものでございます。

以上でございます。

○小ノ澤哲也議長 以上で通告による質疑は終わりました。他に御質疑ありませんか。―これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○小ノ澤哲也議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第七 議案第六号 川越地区消防局・川越北消防署雨水貯留槽設置工事請

負契約について

○小ノ澤哲也議長 日程第七、議案第六号、川越地区消防局・川越北消防署雨水貯留槽設置工事請負契約についてを議題といたします。

議案第六号

川越地区消防局・川越北消防署雨水貯留槽設置工事請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するため、川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例第二条において準用する議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定により、議会の議決を求める。

令和六年六月二十八日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明（消防局長）

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明を願います。

（浅見 篤消防局長登壇）

○浅見 篤消防局長 ただいま上程になりました議案第六号、川越地区消防局・川越北消防署雨水貯留槽設置工事請負契約について提案理由を御説明申し上げます。

契約の目的は川越地区消防局・川越北消防署雨水貯留槽設置工事で、令和六年五月十七日の八業者による一般競争入札の結果により、落札業者の株式会社中里組と消費税等を含め三億四千八十四万七千百円で請負契約を締結しようとするものです。

工事概要、入札結果等につきましては、議案第六号参考資料に記載のとおりでございます。

令和六年川越地区消防組合議会第三回臨時会会議録

以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○小ノ澤哲也議長 これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑はありませんか。―これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○小ノ澤哲也議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第八 議案第七号 消防ポンプ自動車の取得について

○小ノ澤哲也議長 日程第八、議案第七号、消防ポンプ自動車の取得についてを議題といたします。

議案第七号

消防ポンプ自動車の取得について

次のとおり消防ポンプ自動車を取得するため、川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例第二条において準用する議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により、議会の議決を求める。

令和六年六月二十八日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明（消防局長）

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明をお願いします。

（浅見 篤消防局長登壇）

○浅見 篤消防局長 ただいま上程となりました議案第七号、消防ポンプ自動車の取得について提案理由を御説明申し上げます。

現在、川越中央消防署高階分署に配備されております水槽付消防ポンプ自動車につきましては、平成二十二年二月四日に購入し、十四年四か月が経過しており、著しく老朽化しておりますことから、今回更新をお願いしようとするものでございます。

車種はいすゞ、四サイクルディーゼルエンジンで全長五千八百ミリメートル、全幅千九百ミリメートル、全高三千ミリメートル、総排気量二千九百九十九cc、乗車定員は五人でございます。

主な装備といたしましては、消防ポンプのほか九百リットルの水槽、動力付ホース延長用資機材及び吸管巻取装置を装備した車両でございます。

令和六年五月十日の五業者による指名競争入札の結果により、落札業者の株式会社サイボウから消費税等を含め七千二十九万円で取得しようとするものでございます。

取得概要、概略図及び入札結果につきましては、議案第七号参考資料に記載のとおりでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○小ノ澤哲也議長 これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許します。

柿田有一議員。

（柿田有一議員登壇）

○柿田有一議員 議案第七号、消防ポンプ自動車の取得について申し上げます。

予算執行の中でも比較的金額が大きいのがこの車両の取得であります。今回消防ポンプ自動車の取得が本議案を含め、この後議題になりますものも含めて何件か出ていますが、少し気になったこともあったので質疑に立たせていただきました。

まず、一点目は、今回、消防ポンプ自動車、本議案は常備消防の消防ポンプ自動車ですが、これと非常備消防、消防団の車両と取得が並んでおります。取得概要を拝見すると、それほど車両の概要が変わらないポンプ自動車取得される一方で、取得の金額に比較的大きな開きがあるというのが見ていて気になりました。そこで常備消防の車両と消防団の車両の価格差、これがどういった原因によるものなのか少しお伺いをしておきたいと思います。

二点目ですが、本組合は車両をたくさん保有しております。定期的な整備更新が比較的大きな課題の一つになるわけですけれども、これらがどういうふう配置され、それから耐用年数更新がどのようになっているのか、少し全体状況を伺いたいと思います。常備消防だけで構いません。常備消防の車両の配置状況、それから車両の耐用年数、今後五年間の車両の更新予定と更新状況がどのようになっているのかお伺いをいたします。

三点目ですが、車両を取得すると、古くなり要らなくなった車両は処分をされることになると思いますが、使用後の消防車両の取扱い、売却等、どういうふうになっているのかお伺いします。ちなみに、売るだけではなくて再利用など、途上国なども含めて、そうしたところに消防車両が使われていくのを時たまニュース等で拝見することもあります。そういった取扱いについて、何かこの先検討されていること、考えられていることがあれば、そういったことも含めて触れていただければというふうに思います。

最後、四点目ですが、消防車両は性能なども日々更新というか技術が進んでいく、

また、当組合の人口状況ですとか消防の動向なども日々変化をしていくんだろうなというふうに思います。また新庁舎建設、それから署所の配置なども議論に上っているわけですが、そういうところに関わって将来の消防車両の配置等について何か検討されたりだとかしていることがあるのか、またそういうものがあるのかお聞きをして質疑いたします。

（水村泰之警防課長登壇）

○水村泰之警防課長 御答弁申し上げます。

初めに、常備消防車両と消防団車両の価格差についてでございますが、常備消防の消防ポンプ自動車は九百リットルの水槽、吸管巻取装置など常備消防活動に必要な装備の機装や空気呼吸器、三連はしごなどの消防活動に必要な消防資機材を積載しているため価格差が生じているものでございます。

次に、常備消防車両の配置状況についてでございますが、令和六年四月一日現在、消防ポンプ自動車は化学車を含めて十八台あり、各消防署、消防分署に二台ないし三台、救急自動車が十三台あり、各消防署、消防分署に一台ないし二台配置しております。さらに救助工作車が三台あり、川越中央消防署、川越西消防署名細分署、川島消防署に各一台、はしご車が四台あり、川越北消防署、川越中央消防署、川越中央消防署高階分署、川越西消防署に各一台配置しております。

消防車両の耐用年数でございますが、当組合が定める消防車両更新基準により、消防ポンプ自動車及び救助工作車については十五年、救急自動車については七年、かつ走行距離十五万キロメートル以上、または十年、はしご車につきましては二十一年としております。

今後五年間の更新予定でございますが、消防ポンプ自動車は化学車を含めて四台、救助工作車が二台、はしご車が一台、救急自動車が八台を更新整備する予定でございます。消防車両等の更新状況でございますが、現在のところ、おおむね計画どおり更新できております。

次に、使用後の消防車両の取扱いについてでございますが、当組合では、抹消登

録の上、管内の車両買受業者により見積り合わせを行い、売払いをしております。令和五年度は消防車両等四台を売り払い、百三十万一千五百十円の売払い収入がございました。なお、今後についてでございますが、消防庁から開発途上国へ寄贈するなど、目に見える消防分野での国際協力の推進について協力要請があることから、当組合においても消防車両の寄贈についても検討してまいります。

次に、将来の消防車両等の配置についてでございますが、管内の災害発生状況や社会状況の変化に対応した適切な配置を検討してまいります。

以上でございます。

○小ノ澤哲也議長 以上で通告による質疑は終わりました。他に御質疑ありませんか。―これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○小ノ澤哲也議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第九 議案第八号 消防ポンプ自動車の取得について

○小ノ澤哲也議長 日程第九、議案第八号、消防ポンプ自動車の取得についてを議題といたします。

議案第八号

消防ポンプ自動車の取得について

次のとおり消防ポンプ自動車を取得するため、川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例第二条において準用する議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により、議会の議決を求める。

令和六年六月二十八日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明（消防局長）

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明をお願いします。

（浅見 篤消防局長登壇）

○浅見 篤消防局長 ただいま上程となりました議案第八号、消防ポンプ自動車の取得について提案理由を御説明申し上げます。

現在、川越市消防団南古谷分団に配備されております消防ポンプ自動車につきましては、平成二十年一月三十一日に購入し、十六年四か月が経過しており、著しく老朽化しておりますことから、今回更新をお願いしようとするものでございます。車種はいすゞ、四サイクルディーゼルエンジンで全長五千七百三十ミリメートル、全幅千九百ミリメートル、全高二千六百ミリメートル、総排気量二千九百九十九cc、乗車定員は六人でございます。

主な装備といたしましては、消防ポンプのほかホース延長用資機材を装備した車両でございます。

令和六年五月十日の五業者による指名競争入札の結果により、落札業者の埼玉消防機械株式会社西部営業所から消費税等を含め二千八百五万円で取得しようとするものでございます。

取得概要、概略図及び入札結果につきましては、議案第八号参考資料に記載のとおりでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○小ノ澤哲也議長 これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑はありませんか。―これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○小ノ澤哲也議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第一〇 議案第九号 消防ポンプ自動車の取得について

○小ノ澤哲也議長 日程第十、議案第九号、消防ポンプ自動車の取得についてを議題といたします。

議案第九号

消防ポンプ自動車の取得について

次のとおり消防ポンプ自動車を取得するため、川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例第二条において準用する議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により、議会の議決を求める。

令和六年六月二十八日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明（消防局長）

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明をお願いします。

（浅見 篤消防局長登壇）

○浅見 篤消防局長 ただいま上程となりました議案第九号、消防ポンプ自動車の取得について提案理由を御説明申し上げます。

現在、川島町消防団第四分団に配備されております消防ポンプ自動車につきましては、平成二十年一月三十一日に購入し、十六年四か月が経過しており、著しく老朽化しておりますことから、今回更新をお願いしようとするものでございます。

車種はいすゞ、四サイクルディーゼルエンジンで全長五千七百ミリメートル、全幅千九百ミリメートル、全高二千七百二十ミリメートル、総排気量二千九百九十九cc、乗車定員は六人でございます。

主な装備といたしましては、消防ポンプのほかホース延長用資機材を装備した車両でございます。

令和六年五月十日の五業者による指名競争入札の結果により、落札業者の株式会社サイボウから消費税等を含め二千八百二十七万円で取得しようとするものでございます。

取得概要、概略図及び入札結果につきましては、議案第九号参考資料に記載のとおりでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○小ノ澤哲也議長 これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑はありませんか。―これをもって質疑を結びたいします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○小ノ澤哲也議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第一 議案第一〇号 高規格救急自動車の取得について

○小ノ澤哲也議長 日程第十一、議案第十号、高規格救急自動車の取得についてを議題といたします。

議案第一〇号

高規格救急自動車の取得について

次のとおり高規格救急自動車を取得するため、川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例第二条において準用する議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により、議会の議決を求める。

令和六年六月二十八日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明（消防局長）

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明をお願いします。

（浅見 篤消防局長登壇）

○浅見 篤消防局長 ただいま上程となりました議案第十号、高規格救急自動車の取得について提案理由を御説明申し上げます。

現在、川越中央消防署及び川越西消防署に配備されております高規格救急自動車につきましては、川越中央消防署の車両は平成二十九年十二月十八日に購入、七年六か月が経過し、走行距離は約十五万五千キロメートル、川越西消防署の車両につきましては、平成二十九年十一月九日に購入、七年七か月が経過し、走行距離は約十九万二千キロメートルとなっております。著しく老朽化しておりますことから、今回更新をお願いしようとするものでございます。

車種はトヨタ、四サイクルガソリンエンジンで全長五千六百六十ミリメートル、

全幅千八百九十五ミリメートル、全高二千四百九十ミリメートル、総排気量二千六百九十三cc、乗車定員は七人でございます。

令和六年五月十日の三業者による指名競争入札の結果により、落札業者の埼玉トヨタ自動車株式会社川越店から消費税等を含め四千二百二十五万円で取得しようとするものでございます。

取得概要、概略図及び入札結果につきましては、議案第十号参考資料に記載のとおりでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○小ノ澤哲也議長 これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑はありませんか。―これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○小ノ澤哲也議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第二 議案第一一〇号 高度救命処置用資機材の取得について

○小ノ澤哲也議長 日程第十二、議案第十一号、高度救命処置用資機材の取得についてを議題といたします。

議案第一一〇号

高度救命処置用資機材の取得について

次のとおり高度救命処置用資機材を取得するため、川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例第二条において準用する議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により、議会の議決を求める。

令和六年六月二十八日提出

川越地区消防組合管理者 川 合 善 明

△提案理由の説明（消防局長）

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明をお願いします。

（浅見 篤消防局長登壇）

○浅見 篤消防局長 ただいま上程となりました議案第十一号、高度救命処置用資機材の取得について提案理由を御説明申し上げます。

川越中央消防署、川越西消防署に配備されております高規格救急自動車二台の更新に合わせまして、高規格救急自動車に積載する資機材の更新をお願いしようとするものでございます。

主な資機材といたしましては、ビデオ喉頭鏡、自動体外式除細動器、心電計、自動式人工呼吸器など、高度救命処置に用いる資機材でございます。また、数量につきましては、各資機材ともに更新車両二台分のものでございます。

令和六年五月十日の二業者による一般競争入札の結果により、落札業者の埼玉トヨタ自動車株式会社川越店から消費税等を含め二千四百四十二万円で取得しようとするものでございます。

取得概要及び入札結果につきましては、議案第十一号参考資料に記載のとおりでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小ノ澤哲也議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○小ノ澤哲也議長 これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑はありませんか。―これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。よって、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○小ノ澤哲也議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△閉 会

○小ノ澤哲也議長 以上をもって川越地区消防組合議会第三回臨時会の議事全部を終わりました。よって、これをもって会議を閉じます。

閉会いたします。

午後一時五十八分 閉会

△会議の結果

日程第一

会期決定について

本日一日間と決定した。

日程第二

議案提出書の公表について

議案提出書を公表した。

日程第三

地方自治法第二百一条第一項の規定による出席者の報告について

出席者の一覧を配布した。

日程第四

会議録署名議員指名について
議長指名のとおり決定した。

日程第五

報告書の提出について
報告の説明を受けた。

日程第六 議案第五号

新消防指令センター整備工事請負契約について
原案可決

日程第七 議案第六号

川越地区消防局・川越北消防署雨水貯留槽設置工事請負契約について
原案可決

日程第八 議案第七号

消防ポンプ自動車の取得について
原案可決

日程第九 議案第八号

消防ポンプ自動車の取得について
原案可決

日程第一〇 議案第九号

消防ポンプ自動車の取得について
原案可決

日程第一一 議案第一〇号

高規格救急自動車の取得について
原案可決

日程第一二 議案第一一号

高度救命処置用資機材の取得について
原案可決